国の「電子行政オープンデータ戦略」≪抜粋≫ ~2012 年 7 年 4 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(*)決定~ (*)内閣総理大臣を本部長とする会議

第3 基本的な方向性

1. 基本原則

我が国において公共データの活用の取組を進めるに当たり、次の①から④までを基本原則 とする。

- ① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
- ② 機械判読可能な形式で公開すること
- ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、 成果を確実に蓄積していくこと

これらの<u>基本原則に則って取組を推進するに当たり、国民・企業等の具体的な公共データの活用ニーズ、プライバシー情報等機微情報の取扱い、さらには、必要となる業務プロセスの見直しやそれに伴う事務負担、それらを踏まえた費用対効果等について十分に検討を行うも</u>のとする。

また、取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を着実に蓄積するとともに、並行して、それらの取組や後述する各種施策等による成果を基に、公共データ活用のための環境整備を進め、随時、取組へのフィードバックを図る。

2. 取組対象とする公共データ

政府が保有するデータ(安全保障に関する情報等公開に適さない情報を除く。)について率 先して取組を推進し、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等の取組に波及させていくもの とする。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取組を進めておくことが重要である。

(注)下線箇所:JARCにおける情報公開の考え方の参考とした部分。